

である。

このように、盲、聾、養護学校の建物を危険面積との関連で見ると、極めて望ましい状況にあるといえる。

従って、今後は、盲、聾、養護学校に就学している児童生徒の障害等を踏まえ、木造の建物を解消し、更に耐火構造化を図る必要がある。

また、盲、聾、養護学校には、異なる障害を有する児童生徒、幼稚部から高等部に至る幅広い年齢層の児童生徒が就学している現状を踏まえた施設の整備充実を図る必要がある。

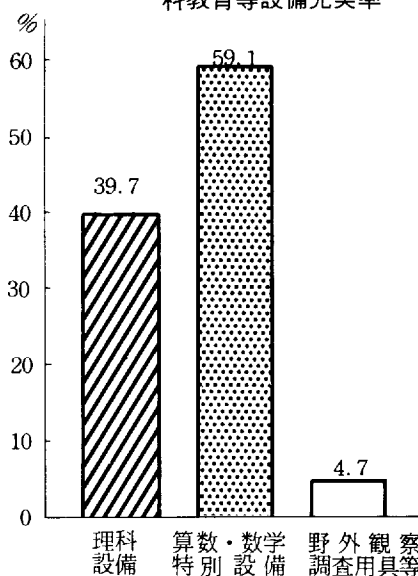
(2) 設 備

盲、聾、養護学校における理科教育等設備の充実率をみると、図2-5-17のとおり、算数・数学特別設備の充実率が比較的高く、野外観察調査用具等の充実率は、4.7%と極めて低い。

従って、今後は、更に理科教育等設備の整備を図る必要がある。

特に、充実率の低い野外観察調査用具等設備の整備充実を早急に図る必要がある。

図2-5-17 盲、聾、養護学校の理科教育等設備充実率



注：「財務課調査」(昭52)による。

2. 施策の基本方向

(1) 施 策

養護学校の建物は、昭和54年度からの義務制移行に伴い、今後、更に整備充実が促進されると想定される。

また、盲、聾学校における整備の不十分な建物は、養護教育充実の観点から、今後、整備が更に推進されるものと想定される。

以上の想定に基づき、養護学校における木造の校舎、屋内運動場及び盲、聾学校における木造の校舎、寄宿舎の解消に努めるとともに、就学している児童生徒の障害種別等を踏まえた施設の整備充実を努める。

(2) 設 備

盲、聾、養護学校の理科教育等設備は、今後、整備充実が促進されるものと想定される。

以上の想定に基づき、理科教育等設備を更に整備するよう努めるとともに、充実率の極めて低い野外観察調査用具等設備を早急に整備するよう努める。

第4項 教育内容・方法与指導体制

1. 現 状 と 課 題

(1) 視覚障害教育（盲学校、弱視学級）

視覚障害教育には、盲教育（盲学校）と弱視教育（弱視学級）がある。

盲学校は小学校、中学校、高等学校に準ずる教育目標の達成を図るとともに、視覚障害及びこれに起因する心身の発達上の欠陥を補うため、次の具体的教育目標を設定している（「学校要覧」(昭51)）。